

必読

暮らしの法律ナビ

No.62 民法の成年年齢
引下げ法案

民法の成年年齢を20才から18才に引き下げる法案の成立が具体化しつつある。この法案を成立させる事と並行して消費者契約法の改正案も検討されてきた。これは若年成人（18才から22才）の知識や経験不足等で締結してしまった契約の取消権の創設等、若者の消費者被害の拡大を防ぐ事を目的としている。しかし、この取消権の創設は見送られ、民法の成年年齢引下げ法案だけが先に提出されようとしている。

そもそも、平成21年の法制審議会は、「成年年齢の引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促

す施策や消費者被害の拡大等の解決に資する施策が実現されることが必要である」という条件をつけていたのである。このまま成年年齢引き下げの法律が先に成立するのであれば、消費者被害の拡大は必至である。満18才で完全に大人になることを皆様はどのように思われるでしょうか。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>